

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

池田町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道中川郡池田町

3 地域再生計画の区域

北海道中川郡池田町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は国鉄池田機関区の設置により「国鉄の町」として栄えてきたが、昭和 44（1969）年に同機関区が廃止され、昭和 30（1955）年の 17,049 人をピークに人口が減少し続け、令和 2（2020）年には 6,294 人となった。住民基本台帳に基づく令和 3（2021）年 12 月末時点では、6,288 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22（2040）年には 3,742 人、令和 42（2060）年には、1,873 人となり、昭和 30（1955）年時点の 11.0%となる見込みである。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、老年人口が昭和 55（1980）年には 10.3%であったものが、令和 2（2020）年には 43.6%（2,743 人）となっており、高齢化が進んでいることが分かる。一方、年少人口割合は低下を続け、昭和 55（1980）年には 22.4%であったものが、令和 2（2020）年には 8.3%（520 人）となっている。また、生産年齢人口についても年少人口と同様に低下しており、昭和 55（1980）年には 67.3%であったが、令和 2（2020）年には 48.1%（3,029 人）となっている。

自然動態をみると、出生数は昭和 40（1965）年に 258 人とピークを迎えたのちに急激に減少した。1990 年代頃になると減少幅はゆるやかになったものの、一貫して減少傾向で推移している。死亡数については、概ね 100 人前後で推移している。平成元（1989）年を境に死亡数が出生

数を上回る自然減となり、出生数の減少に伴ってその差が大きくなっている。平成 27（2015）～令和元（2019）年度の 5 年間で、死亡数が出生数を 76.6 人（年度あたり）上回り、令和 2（2020）年には出生数 23 人に対して、死亡数 130 人の自然減（▲107 人）となっている。

社会動態をみると、転出数は昭和 45（1970）年に 1,473 人とピークになり、その後は徐々に少なくなっている。しかし、転入数も減少が続いており、昭和 37（1962）年以降、一貫して転出者数が転入者数を上回る「社会減」の状態が続いている。令和 2（2020）年には転入数 197 人に対して転出数 260 人の社会減（▲63 人）となっている。年齢階級別にみると、特に 10～24 歳の年齢層の転出超過が大きく、5 歳階級別の女性の有配偶率は、25～29 歳で 41.4%（平成 27 年）まで低下している。

このまま人口減少、少子高齢化が加速すると、産業の担い手不足及び高齢化、買い物客の減少、空き店舗の増加による商店街の空洞化、地域経済の縮小、税収の減少などの影響が懸念される。

上記の懸念に対応するためには、本町の基幹産業である農業の就業者数の減少抑制や農業所得の向上を図る必要がある。

また、商業においては、市街地区から離れた利別地区への郊外型大型店舗の出店により地域住民の利便性が向上している一方、生活圏域の広域化や消費者ニーズの多様化に対応する必要がある。

建設業においては、担い手の確保や技術の継承が課題となっていることから、経営安定化や若年層従事者の技術力確保に対する支援を進めていく必要がある。

製造業においては、ふるさと納税制度により売り上げを伸ばし、まちの魅力発信にもつながる好事例も見受けられ、地域資源を生かした製品の販売促進を図るとともに、安全安心で魅力的な地場産品開発への支援を行い、事業者の成長と雇用の維持、拡大を進める必要がある。

観光振興においては、ワイン城や秋のワイン祭りなど「十勝ワイン」を主体とした誘客を進めてきたが、令和元年度に策定した池田町観光振興計画に基づき、食や景観等の他、住民自らが関係性を持ち、より魅力

的に組み合わせ、ニーズに応じた多様な体験を提供することにより、観光客の満足度を高める必要がある。

住民意向アンケート調査では、「子育ての環境や支援」に対する関心が高く、満足度は低い状態にあり、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、女性の社会参画により、仕事と子育てを両立するためには、地域全体で子育て世帯を支える取り組みや保育サービスの充実が必要不可欠となっており、安心して子どもを生み育てることができる切れ目のない母子保健や子育て支援施策の充実を進める必要がある。

近隣市町村就業（通勤）者の居住地として、また、就業や住環境も含めた移住相談支援体制の充実、まちの情報・魅力発信をより積極的に推進するとともに関係人口創出・拡大への取り組みなど、人口減少を抑制する対策が重要となっている。

上記の取組を推進するに当たっては、以下の事項を本計画の基本目標として掲げ、K P I を参考に修正を図りながら目標達成を目指す。

基本目標 1 産業の振興を雇用の場の確保・拡大につなげる

基本目標 2 他地域とのつながりを築き、池田町への新しいひとの流れをつくる

基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

【数値目標】

5-2 の①に 掲げる 事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	事業所数	371 件	373 件	基本目標 1
ア	就業者数	2,183 人	2,187 人	基本目標 1

イ	観光客入込客数	21.9 万人/年	30.0 万人/年	基本目標 2
イ	転入者数	197 人/年	237 人/年	基本目標 2
イ	転出入割合	75.8%	92.6%	基本目標 2
ウ	出生数	23 人/年	34 人/年	基本目標 3
ウ	合計特殊出生率	1.38	1.80	基本目標 3
エ	転出者数	260 人	256 人	基本目標 4
エ	転出入割合	75.8%	92.6%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

池田町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 産業の振興を雇用の場の確保・拡大につなげる事業

イ 他地域とのつながりを築き、池田町への新しいひとの流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 産業の振興を雇用の場の確保・拡大につなげる事業

地域特性を活かした産業の振興、産業間連携を促進するとともに、地域資源の高付加価値化、企業立地の促進、農福連携などを推進

し、地域の「稼ぐ力」を高め、安心して働けるよう雇用の場の維持・拡大、多様な就労環境の創出を行う事業。

【具体的な事業】

- ・ 農林業経営基盤の強化および改善
- ・ 産業連携による地域経済の活性化
- ・ ブドウ・ブドウ酒事業の振興
- ・ 企業立地の促進と人材・就労先の確保 等

イ 他地域とのつながりを築き、池田町への新しいひとの流れをつくる事業

観光資源の開発や満足度の向上、地方への移住推進への対応強化と良好な住環境の整備による定住促進などにより、都市・他地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる仕組みを構築する事業。

【具体的な事業】

- ・ 池田町へ人を呼び込む魅力づくり
- ・ 移住・定住対策の推進
- ・ 魅力ある住環境の整備 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

結婚、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制を構築するとともに、子どもの育ちへの適切な対応、様々な体験活動の提供などを通じて、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して子どもを産み育てられる地域づくり、社会全体で子どもを守り育てる環境を整備する事業。

【具体的な事業】

- ・ 結婚の希望をかなえるための支援
- ・ 出産の希望をかなえるための支援
- ・ 安心して子育てできる環境づくり
- ・ 仕事と子育てが両立できる環境づくり
- ・ 子どもの育ちを支えるための地域づくり
- ・ 学校教育の充実と社会教育の推進 等

エ ヒトが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業

人口減少のさらなる進行を見据え、市街地機能・居住地の集約化を推進し、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせる可能性を探り、地域の活性化と魅力の向上を図る事業及び地域による見守りや相互支援など、支え合い・助け合いの輪を広げ、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりを進める事業。

【具体的な事業】

- ・ 人口規模に合わせたまちの機能の充実
- ・ 地域特性を活かした個性あふれるまちづくり
- ・ 安心して暮らすことができるまちづくり
- ・ 広域連携による魅力的な地域圏の形成 等

※なお、詳細は池田町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4 の【数値目標】のとおり

④ 寄附金額の目安

1,500,000 千円（2021 年度～2025 年度）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度事業終了後 9 月頃に、事業の進捗状況や目標達成状況を池田町行財政改善推進委員会に報告し、検証・改善のための検討を行い、必要に応じて翌年度以降の取組方針を変更・決定する。検証結果は、町ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで